

平成 20 年第 9 回にかほ市議会定例会会議録（第 6 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 藤 文 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	須 藤 顯	総 務 部 長	佐 藤 好 文
市 民 部 長	齋 藤 隆 一	健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄
産 業 部 長	伊 藤 賢 二	建 設 部 長	佐々木 秀 明
教 育 次 長	小 柳 伸 光	ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄
消 防 長	中 津 博 行	総 務 部 総 務 課 長	森 鉄 也
財 政 課 長	佐 藤 家 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	須 田 一 治
市 民 課 長	木 内 利 雄	生 活 環 境 課 長	長 谷 山 良
福 祉 事 務 所 長	細 矢 宗 良	観 光 課 長	武 藤 一 男
都 市 整 備 課 長	佐 藤 正	下 水 道 課 長	渡 辺 講
教 育 委 員 会 総 務 課 長	阿 部 均		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第6号

平成20年12月19日(金曜日)午前10時開議

- 第1 議案第115号 にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第2 議案第116号 にかほ市犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第117号 にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第118号 にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第119号 平成20年度にかほ市一般会計補正予算(第6号)
- 第6 議案第120号 平成20年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第2号)
- 第7 議案第121号 平成20年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 第8 議案第122号 平成20年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第9 議案第123号 平成20年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 第10 議案第124号 にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 陳情第15号 労働者派遣法の改善のため意見書を提出することを求める陳情書
- 第12 陳情第16号 介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書採択を要請する陳情書
- 第13 陳情第17号 医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるために国・県に意見書提出を求める陳情書
- 第14 陳情第18号 陳情書(ペット移動火葬車に関する陳情書)
- 第15 陳情第9号 後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書(継続審査中)
- 第16 議提第15号 労働者派遣法の改善を求める意見書
- 第17 議提第16号 介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書
- 第18 議提第17号 医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるための国への意見書
- 第19 議提第18号 医師・看護師不足を解消するための秋田県に対する意見書
- 第20 委員会の閉会中の継続審査の件
- 第21 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

午前10時02分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は 24 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。また、選挙管理委員会の須藤選挙管理委員長の出席をいただいておりますので、御報告します。

ただいまから一般会計予算特別委員会のため、しばらくの間休憩します。

午前 10 時 02 分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(23 名)

1 番	飯 尾	善 紀			2 番	佐々木	正 勝
3 番	市 川	雄 次			4 番	池 田	好 隆
5 番	宮 崎	信 一			6 番	佐 藤	文 昭
7 番	佐々木	正 明			8 番	小 川	正 文
9 番	伊 藤	知			10 番	加 藤	照 美
11 番	佐々木	弘 志			12 番	村 上	次 郎
13 番	菊 地	衛			14 番	佐々木	清 勝
15 番	榊 原	均			16 番	竹 内	賢
17 番	佐 藤	元			18 番	斎 藤	修 市
19 番	佐々木	平 嗣			20 番	池 田	甚 一
21 番	本 藤	敏 夫			22 番	佐々木	正 己
23 番	山 田	明					

欠席委員(な し)

.....

議会事務局職員

議会事務局長	竹 内 享 一	局長補佐	佐 藤 谷 博 之
議事調査係長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

.....

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
選挙管理委員会委員長	須 藤 顯	総 務 部 長	佐 藤 好 文
市 民 部 長	齋 藤 隆 一	健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄
産 業 部 長	伊 藤 賢 二	建 設 部 長	佐々木 秀 明
教 育 次 長	小 柳 伸 光	ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄

消 防 長	中 津 博 行	総務部総務課長	森 鉄 也
財 政 課 長	佐 藤 家 一	選挙管理委員会事務局長	須 田 一 治
市 民 課 長	木 内 利 雄	生活環境課長	長谷山 良
福 祉 事 務 所 長	細 矢 宗 良	観 光 課 長	武 藤 一 男
都 市 整 備 課 長	佐 藤 正	下 水 道 課 長	渡 辺 講
教育委員会総務課長	阿 部 均		

平成 20 年度一般会計予算特別委員会審議日程

- 第 1 予算特別小委員会の報告、質疑（議案第 119 号）
 第 2 討 論
 第 3 採 決

午前 10 時 02 分 開 議

一般会計予算特別委員長（山田明君） ただいま出席している委員は 23 名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第 16 条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。

最初に、総務小委員長の報告を求めます。13 番菊地衛総務小委員長。

【総務小委員長（13 番菊地衛君）登壇】

総務小委員長（菊地衛君） おはようございます。

去る 12 月 12 日、当委員会に付託になりました案件の審査が終了しておりますので、報告をいたします。

議案第 119 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）中、総務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員会に関する事項他ということで審査をいたしました。全員の賛成により可決といたしております。

若干審査の内容について申し上げたいと思います。今回の補正では、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員会に関する事項については、実質的項目はありませんでした。

最初に、市税について、本会議でも当局から説明があったように、増額の補正ですが、委員からは、現在の経済状況にかんがみ、次年度、あるいはそれ以降の税収を危惧する意見や質疑が出され、当局でもかなり厳しい予測を立てているようであります。

マイタウン・バスの補助金に関して、県の補助の動向についての質疑がありましたが、来年度は

現行どおりとなっているようですが、平成 22 年 4 月以降については大幅な削減が予想されるとの答弁でした。また、本会議、または一般質問などでも発言や提言があったように、にかほ市の公共交通体系の総合的な計画策定のため、市内ニーズなどを含めた動向調査を早急に行うよう、当局に求めています。

職員の時間外手当について、他の課の増額に対して、総務が減じているのは人事異動によるものとわかりましたが、昨年の国体、そして、今回は、非常に大きな行事でありました種苗交換会の会場を引き受けました。これらの行事で職員の方々が相当活躍、または難儀されたことは、委員会でも一致した見解でした。これらのことから、時間外手当、代休制度の活用など、労務管理に問題はなかったかとの質問が出されました。当局では、職員との話し合いなどで、これまでも問題はなかったと判断しているようですが、改めて制度の活用の徹底を含め、管理職及び職員に周知していくとの答弁でありました。

消防に関しては、消防団員報酬が減額になっておりますが、本会議で説明があったとおり団員の欠員分であります。にかほ市消防団の組織等に関する規則で、定数 650 人と定められておりますが、現在 45 人が欠員となっているようです。しかし、他市町村の団員の欠員率よりは悪くないということですが、いわゆる基本団員の確保と同時に、支援団員、女性団員の増強にも努めていきたいとのことでした。

公債費につきましても、本会議で詳細な説明があったとおりであります。財政健全化計画に基づいて、あるいは前倒して補償金免除制度を活用しながら、利率の高いものから順次財政状況とにらみ合わせて繰上償還を行っており、今回の補正では、今年度当初計画より約 1 億円ほど多く償還することとしているようであります。

以上、報告を終わります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしの声があります。これで総務小委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。10 番加藤照美教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（10 番加藤照美君）登壇】

教育民生小委員長（加藤照美君） おはようございます。それでは、当委員会に付託になりました案件の審査が終わっておりますので御報告いたします。

議案第 119 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）中、市民部、健康福祉部、教育委員会に関する事項であります。全員の賛成で可決いたしております。

審査の内容について若干申し上げたいと思います。

歳入の県補助金の中の地域福祉総合推進事業費補助金では、オストメイトについて、計画時に補助対象事業として理解していなかったとの質疑が出ております。当局の説明では、オストメイト対応のトイレ設備機器は、障害者自立支援臨時対策事業として、市内の 3 カ所の保健センター分の機

器購入費用が認められております。昨年の協議の段階では、1市町村1カ所と伝えられたため、当初予算にはスマイル分の1カ所を予算計上しましたが、8月の補助予定通知には3カ所分が認められていたため、9月補正に2カ所分と合わせて3カ所分を補正計上しております。ところが、県では、今年度限りで廃止を決めている地域福祉総合推進事業の二次募集を9月30日まで行っていたため、その中の地域福祉拠点づくり事業に申請し、このほど事業内容が認められたことによる補助金であるとの説明をいただいております。

次に、雑入の中の由利本荘市リサイクル施設負担金過年度精算金については、ペットボトル、紙、段ボール等の単価が上がったことによる雑入であるとの説明をいただいております。

次に、歳出についてであります。生活保護費については、12日の本会議でも説明がりましたが、年金が少額な高齢者世帯や病気やけが等で収入が不足している世帯が被保護世帯数の約8割近くを占めている状況であるとの説明をいただいております。そして、医療扶助の状況は、19年度は月平均1,200万円前後だったのが、ことしは月平均1,500万円弱で推移してきており、入院する人も月平均で4人増加ということで、11月末時点で17人の入院数となっているようであります。さらには、ことしの6月から由利組合総合病院で7対1の看護体制がスタートしたことから、入院基本料体系が変わり、基本点数が大きくアップしたことも一因と考えられ、医療扶助費の7割以上を入院医療費が占めており、予想以上に伸びている状況になっているようであります。

次に、教育費については、来年4月から金浦小学校に聴覚に障害のある児童が入学するために、特別教室の改修費用が計上となっております。工事費の内容と教師の配置についての質疑があり、知的に障害のある児童が入っている特別教室はあるけれども、聴覚に障害のある児童のための教室はないということであり、同じ教室では指導上支障があるため、県教委のほうへ聴覚障害特別支援教室の新設を申請しており、それが認められれば、資格を持った教師が当てられるかどうかはわからないけれども、1名の配置はなるようであります。

他のところの燃料費と光熱水費については、燃料高騰に伴う増額補正であります。

以上で報告を終わります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。 — 21番本藤敏夫委員。

21番（本藤敏夫君） 1点だけお聞きいたします。今の不況による影響と見られる生活保護法による被保護世帯について、もし審査されておりましたら、お知らせいただきたいと思っております。現行経済下の被保護世帯の増加等のことをございます。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） この生活保護実態に関しては、本会議でも説明がございましたけれども — ちょっと待ってください。生活保護の状況は、去年の4月末時点では、保護世帯数で112世帯、保護人員で154人となっております。ことしの20年4月末時点での保護世帯数は119世帯、保護人員で168人。11月末時点で、保護世帯数123世帯、保護人員が180人ということまでの審査は行っております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。 — 12番村上次郎委員。

12番（村上次郎君） 2点について質問します。

一つは、雑入のほうで、由利本荘市リサイクル施設負担金過年度精算金というのがあって、ペットボトルとか紙類の値上げによって多くなっていると、こういうことがありましたが、瓶等についてはどうなのか。それから、値上がりしているというのはどの程度なのか、その値上がりの度合いがわかりましたら、お知らせ願いたい。

もう一つは、支出のほうなので、報告にはなかったんですが、学校の耐震の診断についてです。これは本会議でも、診断をして結果が出るまでは少し時間がかかって、後ほどホームページ等に掲載すると、こういうことでしたけれども、普通人間ドッグなどでは、その場でわかるものと、それから後でまとめて丁寧な詳しい内容のものが通知されると、こういうことがあるんですが、学校等の耐震診断では、診断の時点でわかるものがあるのかどうか。もしわかれば、気構えといえいいですか、心構え等の準備もできるかと思しますので、その点について委員会で審査してありましたら、お知らせ願いたいと思います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） ただいまの耐震審査については、本会議で答弁したとおりで、あとそれ以上のことは審査しておりません。

それから、由利本荘市のリサイクルの関係ですけれども、広域での売り上げですか、これについては、市の負担金は981万円ほどですけれども、過年度精算金が1,248万円ほど入ってきているということでありまして。それから、瓶等は金浦の清掃センターですか、あそこのほうに行っているようでございます。以上です。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに。 — 22番佐々木正己委員。

22番（佐々木正己君） 19ページの清掃センターに関して、ごみ焼却炉の補修費が300万円出ておりますが、これに関連して、新規建てかえ事業の話が委員会が出たら、教えていただきたいんですけれども。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） 建てかえについての話はありませんでしたけれども、この工事請負費300万円については、ごみ焼却炉内に故障が発生したことによる補正であるとの説明を受けております。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。 — 12番村上次郎委員。

12番（村上次郎君） さっきのリサイクルの関係で、値上がり幅についてはどうだったかなというふうに思っておりますが、その点わかりましたら、お知らせ願いたいです。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（加藤照美君） わかる範囲内なんですけれども、広域での売り上げですが、前年度と比較、前年度は1,500万円ほどだったのが、19年度の売り上げが5,000万円ほどで、その前の年の売り上げが1,500万円ということだったようでありまして。ということで、そういった値上がりの内容となっているようでありまして。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。22 番佐々木正己産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（22 番佐々木正己君）登壇】

産業建設小委員長（佐々木正己君） それでは、議案第 119 号一般会計補正予算、当委員会に付託になりました審査の結果について御報告申し上げます。まず、全員の賛成で、原案どおり可決に決しております。

若干中身に触れたいと思います。21 ページの I S O の認証取得促進アドバイザーの件であります。これは T D K の O B 2 人をお願いしたいということで、とりあえず 3 ヶ月の予算をつけたんですが、新年度もぜひやりたいということです。それで、現在、I S O 9001 を取得したいという会社が 2 社ほどあるということです。

委員の中からは、民間のそういった資格等に関して、行政が手伝いをするのはいかがかという質問が outcome、これは当然、にかほ市企業集積地として全体のレベルアップを図るために、企業アンケートでも要望があったので、ぜひ進めたいというような答弁がありました。

同じく 21 ページの秋田県経営安定資金融資保証料補助金に関して、委員会から、ぜひ経済緊急対策本部の立ち上げに関しては速やかに行ってほしいという旨の要望を付したいという、そういうことになっておりましたが、今の市長の報告の中で、部長の話ですと、今定例が終わった 22 日に発足をしたいというお話でしたが、今の市長のお話でもう立ち上げたということで、大変結構だと思います。迅速な対応をしてほしいというふうをお願いしたいと思います。

それから、23 ページのまちづくり交付金事業の 4,600 万円の工事請負費の減額であります。現地視察をしてまいりました。金浦・中飛線、全長 1,178 メートル中 689 メートル分の道路及び水路の拡幅事業を今年度やらないで来年度に回すための減額ということであります。まだその後の残りの約 500 メートル近いのは、今後、県及び国のほうに補助申請をしたいということで、全体事業費は 1 億円を越すだろうということであります。

それから、公有財産購入費 1,380 万円ありますが、これの中身は、中飛線の今の、とりあえず道路部分の土地を買収したいということが 380 万円。それから、7 号線から降りて白瀬記念館に行く左側の原野、畑ですか ― がありますが、そこを将来、観光的な広場に整備したいということで、その取得に 1,000 万円ということであります。

それから、委員の中からは、スケジュール等でどうなるのかというような質問がありまして、当局では、確かにスケジュールはきついと。今定例会の市長とのやりとりの中でも、21 年度の予算はつけないというようなことで、そのために、スケジュールはきついんですが、平成 24 年までの事業の法的に決められた事業の期間があるんですが、繰越明許ができるので、何とか 22 年からやるとしても間に合うのではないかとというようなことで、補助金返還等といった事態にはなっていないというような説明を受けております。

それから、もう一つ、金浦木の浦山住宅の解体工事費があります。これは 4 戸中 1 戸を解体する

ということで、残りの3戸はぜひ払い下げをしてほしいというようなことで、1戸当たり払い下げ費用、面積によりますが、40万円から70万円の範囲で払い下げをしたいというような説明を受けております。以上であります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。 — 16番竹内賢委員。

16番（竹内賢君） 今の説明の中で、23ページのまちづくり交付金事業について、本会議の際に説明あったのとちょっと違っているのが委員会では審議されておるようです。

というのは、公有財産の購入費1,380万円について、私も議案質疑の際に説明を受けたんですが、その際の説明の中では、例えば将来的な観光的な広場に整備するための公有財産の購入も入っているという話でした、今の委員会の報告では、で、それがまちづくり交付金事業全体の事業の約46億5,000万円ですか、その中のどの部分にそれが位置されているのかが一つ。

それから、もう一つは、地域交流センター、いわゆる文化センターについて、この1,380万円、それから観光的な広場、これとの関連性があったのかどうか、そういう審議がされたのか、伺いたいと思います。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（佐々木正己君） 後段からお答えします。研修センターと今の用地取得は特に関係はございません。研修センターに関しては全く白紙の状態、場所が研修センターの、一応候補地は白瀬記念館の右手。今、買収しようとしているところは左手ということで、関係ありません。

それから、全体の46億円のどの部分かということについては、特に審査はしておりません。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 16番竹内賢委員。

16番（竹内賢君） 新しい言葉が出てきている。「研修センター」というのはどこから来たあれですか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（佐々木正己君） 交流研修センターのことです。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 16番竹内賢委員。

16番（竹内賢君） 地域交流センターということで、それから、俗に言うところの、いわゆる総合文化施設と、そのことを地域研修センターと言ったんですか。

一般会計予算特別委員長（山田明君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（佐々木正己君） 「研修」をカットいたします。交流センターであります。

一般会計予算特別委員長（山田明君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから議案第119号平成20年度にかほ市一般会計補正予算(第6号)の討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 討論なしと認めます。これで議案第 119 号に対する討論を終わります。

これから議案第 119 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 119 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）に対する各小委員長の報告はいずれも可決です。議案第 119 号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 起立全員です。したがって、議案第 119 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）は各小委員長の報告のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前 10 時 32 分 閉 会

.....

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前 10 時 34 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1、議案第 115 号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第 10、議案第 124 号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてまでの議案 10 件、日程第 11、陳情第 15 号労働者派遣法の改善のため意見書を提出することを求める陳情書から日程第 14、陳情第 18 号陳情書（ペット移動火葬車に関する陳情書）までの陳情 4 件及び日程第 15、陳情第 9 号後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書（継続審査中）の陳情 1 件、計 15 件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。13 番菊地衛総務常任委員長。

【総務常任委員長（13 番菊地衛君）登壇】

総務常任委員長（菊地衛君） 当総務委員会に付託になりました案件の審査を終了いたしておりますので、報告を申し上げます。

議案第 115 号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成多数で可決いたしております。

陳情第 15 号労働者派遣法の改善のため意見書を提出することを求める陳情書、全員の賛成により採択といたしております。

審査の内容について少し触れたいと思います。

議案第 115 号では、委員会の質疑では、直接請求代表者の意見陳述の中で、旧仁賀保町に比較して低い旧金浦町、旧象潟町の報酬を合併直前に高いほうに合わせて上げたとの発言があったことに触れ、その確認を当局に求めました。答弁では、旧仁賀保町、旧象潟町では、合併のおよそ 2 年前の平成 15 年 12 月 1 日に、常勤の特別職の給与引き下げと同時に、議長、副議長、議員の報酬を下げており、その時点で、旧 2 町は合併後の報酬額となり、旧金浦町は、合併と同時に若干引き上げがあり、均一化されたもので、合併直前の引き上げは旧 3 町ともないとの説明でありました。

また、報酬等審議会へ引き上げを諮問した際は、財政的にも問題はないとしていたが、議員報酬は景気に左右される性質のものかとの質問には、基本的には社会情勢などで、その都度その都度改正するものではないと考えているとの認識で、報酬と給与の差異が示されたものと解しました。

さらに、市長の意見書、あるいは本会議での質疑の状況から、提出者の考え方にも変化が読み取られるとし、討論の中では、前回もそうでありましたが、今回の 6,824 人の署名の重み、現在の経済状況、合併後、地方の財政負担が増大するなど、この問題には決着をつけ、まちづくりの諸課題を最優先に取り組むべきという意見、10 ヶ月近いこの問題の経過をたどり、修正案の可決や、議員定数の削減を同時に議決した疑問なども意見としてありました。

また、報酬の低下が、議員や議会、さらには市勢の低下を招くのではと懸念される面も考えられるが、議会への市民の評価を真摯にとらえ、我々議員がいま一度襟を正して、報酬の額のみならず、

議会に対する理解をしていただく方向に改善していかなければならないなどの意見が出され、結果、賛成多数で可決となりました。……

議長（竹内睦夫君） 報道陣に申し上げます。フラッシュはたかないようにしてください。

総務常任委員長（菊地衛君） ……陳情第 15 号については、国の法律にかかわる陳情ということで当委員会に付託になりましたが、派遣労働、正規雇用労働者の文言から、先ほど市長から、にかほ市緊急雇用企業支援対策本部設置の報告がありましたように、最近の雇用情勢、不況、経済対策などの議論に多くの時間を費やしました。陳情の趣旨、内容については、委員から、雇用状態が不安定な人々を救済するために採択すべきという意見や、企業側、あるいは経営者側からの観点では難しい問題も含まれているのではないかという意見、そして、労働者派遣法という法律そのものに不備があるかもしれないが、特殊技能や専門性の高い職種の労働者を確保するのが法律の趣旨と理解しているので、現状では拡大解釈の傾向が否めないなどの意見が出され、願意妥当と判断し、全員の賛成で採択といたしております。

以上、報告を終わります。

議長（竹内睦夫君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。 — 7 番佐々木正明議員。

7 番（佐々木正明君） 今の 115 号の件について、委員会の審査の結果については尊重したいと思いますので伺いますけれども、今の委員長の報告を聞いていますと、この問題に早期に決着をつけて、まちづくりの諸課題に議会として専念すべきだという意見、これはもっともだと思います。それで伺いますけれども、今まで、3 月議会、5 月議会、9 月と、この議員報酬の問題について三度も審査されてきたわけですけれども、やはり一貫性とか — 行政に対しては一貫性、継続性も求められるわけですけれども、その点についてどのように審査されたのか、伺います。

議長（竹内睦夫君） 総務常任委員長。

総務常任委員長（菊地衛君） 審査の段階では、一貫性というような文言は審査の対象にはなりません。あくまでも直接請求、これで 2 回目の直接請求であります。その直接請求に対して真剣に議論をしたということでもあります。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。10 番加藤照美教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（10 番加藤照美君）登壇】

教育民生常任委員長（加藤照美君） それでは、当委員会に付託になりました議案の審査が終わっておりますので、御報告いたします。

議案第 116 号にかほ市犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例制定について、議案第 120 号平成 20 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 2 号）について、議案第 121 号平成 20 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 124 号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、いずれも全員の賛成で可決しております。

次に、陳情第 16 号介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書採択を要請する陳情書、これについては賛成多数で採択となっております。

陳情第 17 号医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるために国・県に意見書提出を求める陳情書、次に、陳情第 18 号陳情書（ペット移動火葬車に関する陳情書）については、いずれも全員の賛成で採択となっております。

次に、継続審査となっております陳情第 9 号後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書については、賛成多数で継続審査となっております。

審査の内容について若干申し上げたいと思います。

議案第 116 号については、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に、犯罪被害給付制度の拡充、あるいは支援に関する広報・啓発活動の推進等を含め、法律が改正されたことに伴い、同法の題名を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改称されたものであります。

次に、議案第 120 号については、歳入では、平成 19 年度退職者医療療養給付費交付金の確定により支払基金からの追加交付される内容であり、歳出では、それぞれの医療費の不足が予想されることからの増額補正と、システム改修委託料ということになっております。

議案第 121 号については、燃料高騰に伴い電気料が不足すると見込まれることからの増額補正と、請負差額による減額補正の内容となっております。

議案第 124 号については、この制度の目的としては、分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった子供及びその家族の経済的負担を速やかに補償する内容となっており、運営組織が契約者となって損害保険に加入することになります。

この議案については、村上次郎議員から当委員会に質疑通告が出ておりましたので、報告したいと思います。

産科医療補償制度の創設のための条例一部改正についてであります。「加算の判断は市長としていますが、日本医療機能評価機構で補償金の支給を決めるのではありませんか」との質問であります。産科医療補償制度は、分娩機関と妊婦との契約に基づき、分娩機関は運営組織が契約者となる損害保険に加入し、1 分娩当たり 3 万円の保険料を支払い、補償の対象となった場合に、運営組織が契約する民間の保険会社から補償金額が支払われるものでありますので、支給の決定は保険会社となります。この制度による契約を行うことにより、出産費用の上昇が予想されるため、国保保険者の市長は、妊婦がこの制度にあわせ分娩機関と契約をしたかなどを確認し、3 万円を上限とし、出産育児一時金の 35 万円に加算し支給するため、条例改正するものでありますので、出産育児一時金の支給の加算については市長ということになります。

次に、脳性麻痺に限定している点についてですけれども、通常の分娩にもかかわらず、厚生労働省の推計によると、年間おおむね 500 から 800 人、一定程度の確率で不可避免的に起きる点に着目し、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に係る医療事故により脳性麻痺となった子供及びその家族の経済負担を速やかに補償するとともに、事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止、早期解決及び産科医療の質の向上

を図ることを目的としているため、この制度では脳性麻痺に限定しているようであります。

次に、陳情第 16 号についてであります。利用者の必要なサービスを保証し、介護労働者の処遇改善や人材確保、報酬引き上げについては、願意は理解できるとし、17 号については、医師、看護師不足解消については、これからますます高齢化社会に向かっていく現状を考えた場合、どうしても必要なことであり、18 号については、法の規制があいまいなこともあり、業者と住民とのトラブル、業者と飼い主とのトラブルが数多く発生していることから、この問題への対策は必要ということで、いずれも採択と決しております。

次に、継続審査となっております陳情第 9 号については、国では 9 月に見直しを提唱し、約 1 年間議論した上で必要な見直しを検討するとしておりますので、継続審査としております。

以上で報告を終わります。

議長（竹内睦夫君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。 — 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 追加議案の件で大変丁寧に説明ありましたが、ちょっとわかりにくいので、もう少し質問します。

これは新しい制度なのだけれども、提案されている条例の場合は、市長が必要があると認めるときに 3 万円をプラスすることができるということなのですが、これは市長の判断というのは、医学的根拠とか、あるいはこれは脳性麻痺か脳性麻痺でないかとか、そういうものとのかわりが深くあると思うわけです。先ほど、私、疑問があって質問した日本医療機能評価機構、こういうところで支給するかどうかの判断と、この市長の 3 万円の上乗せとはどういう関係があるのかというのがちょっとわかりにくいので、その点もしわかりましたらお知らせ願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 加藤教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（加藤照美君） そこまで深くは審査しておりません。

議長（竹内睦夫君） 17 番佐藤元議員。

17 番（佐藤元君） 陳情の 18 号について、ちょっとお伺いします。県内での使用状況といますか、にかほ市内で私は聞いたことないんですけども、県内での使用状況が審議されましたら、ちょっとお知らせください。

議長（竹内睦夫君） 加藤教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（加藤照美君） この陳情第 18 号ですけれども、にかほ市内では全然こういうような問題は発生していないようであります。県内でもそういった報告はございませんでした。ただ、全国的にそういうような問題が多く発生しているとの説明でありました。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで加藤照美教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。22 番佐々木正己産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（22 番佐々木正己君）登壇】

産業建設常任委員長（佐々木正己君） それでは、当委員会に係る議案の審査の結果を御報告いたします。

議案第 117 号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決に決しております。

議案第 118 号にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定について、これも原案のとおり可決しております。

議案第 122 号平成 20 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、原案のとおり可決に決しております。

議案第 123 号平成 20 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）、これも原案のとおり可決に決しております。

1 点だけ御説明をいたします。議案第 117 号と議案第 118 号は、ともに払い込みの変更に伴うということで、内容は同一であります。上下水道料金一括納付制度の導入に当たり、にかほ市ガス水道局に農集排及び公共下水道の払い込み事務を一元化するものであります。

その効果について、委員の中から幾つか質問が出ました。その中で、当局では、二つの点に大変メリットがあるということであります。一つは、事務の効率化ということで、利用される市民の方も問い合わせの一本化ができて利便性が生じるということと、大きな二つ目は、事務経費の節減であります。郵便料金などであります。どの程度の節減かと申しますと、農集排関係では 143 万円、年ですね、下水道関係、118 号では 158 万円ということで、合わせて約 300 万円ぐらいの節約になるという説明を受けております。また、コンビニからも振り込みができるようにするというので、それらも含めて、2 月、4 月の市の広報で、利用者の市民の皆様には十分な P R をしたいという説明を受けております。以上であります。

議長（竹内睦夫君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

所用のため、11 時 10 分まで休憩します。

午前 10 時 57 分 休 憩

午前 11 時 11 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。23 番山田明予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（23 番山田明君）登壇】

一般会計予算特別委員長（山田明君） 議案第 119 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第

6号)、全員の賛成で可決に決しております。

議長(竹内睦夫君) ただいまの一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 質疑なしと認め、これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

議案第115号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番村上次郎議員。

【12番(村上次郎君)登壇】

12番(村上次郎君) 議案第115号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成の意見を述べます。

これまでの議員報酬については、私は、現行の議員報酬について市民の理解を得られていないこと、そして、市民の生活が、自民・公明の政治で社会保障費は削られ、税金など負担は増大し、大変困難を来していること、こういうことなどを考えなければならぬとしてきました。そして、議員報酬を元に戻し、しかるべき必要な時期に、改めて市民の皆さんとともに、時間をかけて検討・論議をして、納得のいくようにすべきだと考え、そういう立場でこれまで意見を述べてきました。

その後、アメリカ発のサブプライム問題から端を発して、世界の金融危機が広がり、ますます国民・市民生活が困難を増してきています。特に諸物価の高騰、非正規労働者や正規職員の首切り、就職内定の取り消しなど、大変な状況が進行しています。

一つだけ例を挙げますと、「世界のトヨタ」などトヨタ系6社の経常利益の見通しはなお9,000億円もあり、株主への中間配当はこの8年間で約5倍にもふやし、内部留保も17兆円。これは一体どのくらいの金額か、私には見当がつきませんが、内部留保も17兆円にふえています。3,000人の期間工を切るとトヨタはやっていますが、この雇用を続けるのに、株主配当のうち、わずか3円を回すだけで、この雇用を守ることができるのです。大企業には雇用を守る体力というのはあるわけです。労働者が頑張って働いて上げた利益のその一部を還元するだけで、首切りはやらなくて済みます。

ヨーロッパでは、フランスの雇用担当の大臣が、ルノーの大規模リストラ計画に反対を表明したり、スペインの産業大臣がニッサン・バルセロナ工場の解雇計画に撤回を求めるなど、雇用を守るために政府が直接乗り出しています。

しかし、麻生自民・公明政府は大企業本位の政策を続けています。そして、派遣労働者や臨時、パートの雇いどめがこの地にまで広がってきています。中小企業、農・漁民、勤労者など市民の生活も大変です。市民の暮らしは将来に期待が持てないというのが現状です。ですから、議員報酬に

ついて厳しい声がふえているのも当然ではないかというふうに思います。

麻生自民・公明政府は、選挙前の人気取りとして、定額給付金の支給を打ち出しましたが、この3年後には、消費税の税率アップが控えているというひどいものです。これでは経済対策にならないばかりでなく、給付金の何倍も、そして何年も負担が重く続くことになり、多くの国民、市民の不安、怒りを呼んでいます。

国民の生活を守るとして、イギリスでは、金融危機経済対策として、消費税を引き下げ、低所得者の所得税の減税、高額所得者の増税を行うとしています。もともとイギリスでは、食料品、水道、新聞、雑誌、書籍、国内旅客の輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用の機器などに消費税はかかっていません。日本は、ありとあらゆるものに消費税がかかっています。今、日本でもイギリスのような政策をとるべきではないかと思います。

にかほ市では、生活に困難を来している方々に灯油購入費等の助成をするため、この議会に補正予算1,800万円を置いて支援をしようとしています。これは大変評価できると思います。しかし、国の政策を国民本位に変えない限り、根本的な解決方向にはならないというふうに思います。

さて、これまでの報告にもありましたけれども、議員報酬に対する二度の直接請求に対して、市長の意見がつけられています。5月段階では、市長は、「市議会議員の報酬額については、類似団体相当額の報酬額は妥当なものと考えております。しかし、多くの市民の皆さんの声を真摯に受けとめ、慎重に審議して判断をしてもらいたい」、このように5月段階では意見を付しておりました。今回の12月は、「さらに多くの署名をもって再度の条例改正請求がなされたことは、議員報酬引き上げに反対する多くの声があることのあらわれであり、これを重く受けとめなければならない」としています。市長の意見に対する質疑では、「こうしたことが長く続くと、これからのまちづくりによいことではない、より多くの市民の皆さんが理解を得られるような形に結論を出していただきたい」と答弁をしております。さらに、市長は、「元に戻すということも視野に入れて重く受けとめ、よりよい結論を」と答えています。多くの市民の反対の声を受けての、この市長の議案についての意見は、5月段階とは違っております。市長が市民の声を受けとめたように、私たちも文字どおり市民の声を重く受けとめなければならないと考えます。

最後に、今回の議員報酬問題を通じて、自分にも戒めとする教訓があると思っています。議員報酬をめぐる、議員、市長、議員報酬等審議委員に対して、その人格を否定するような言動が一部ありました。自分の思う方向と違う意見・態度に対して、感情的にも受け入れたくない、こういう気持ちはだれしもあるとは思いますが、一つの議案に対する態度だということを受けとめ、人格の丸ごとの否定や肯定にならないようにしていくべきではないかと思いました。このことは自分への戒めとしながら、思いの一端を述べさせてもらいました。

本議案については、先ほどの総務常任委員長の報告を尊重し、多くの市民の声を大事に受けとめ、賛同されるよう訴えて、討論とします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。22番佐々木正己議員。

【22番（佐々木正己君）登壇】

22番（佐々木正己君） 私は、議案第115号に対して反対をいたします。

その前に、今月の14日付の魁新報に「報酬引き下げ反対派苦境」という第三面に大きく見出しが載っております。よく読んでみますと、引き下げに反対派の議員には、嫌がらせの電話、無言電話、そういったものが相当来ているという、そういう記事でありました。私には幸いそういうことではないので、そういうことをよくわかりませんでした。これは、言論の自由、民主主義を抹殺しようとする大変卑劣な行為だと思います。それを読んで私は、にかほ市民として大変恥ずかしい思いをしました。

二つ反対の理由があります。一つは、額であります。秋田県の13市の市議会の議員報酬の平均額は34万6,500円であります。これは秋田市の62万5,000円を除いた12市の平均であります。13市の中で、我々にかほ市の報酬は下から2番目であります。これも新聞報道がされておりました。一番下は北秋田市の23万2,000円、その次が我々にかほ市の28万9,000円。20万円代はこの二つであります。

ほかと比較するのはよくないという、そういう論法もあります。しかし、これはどうしても法的に決まっていなわけですから、ある程度はほかの市の財政なり、そういったものと比較して検討するのはやむを得ないというふうに思います。これが理由の一つであります。

それから、もう一つは、議案質疑の際にも申し上げましたが、にかほ市特別職等の審議会があります。今回は、この審議会を経ておりません。法律上、審議会を経なくてもいいというふうになっておりますけれども、やはり今までは、我々の報酬、市長も含めての特別職の報酬は、審議会の審議を経て答申され、我々議会にかかってくるわけですから、今回それはありません。やはり今回は、そういった審議会の答申を経ないで上程されたことには、私は大変不満を覚えます。こういった景気状況でありますから、これからの経済状態も踏まえて、我々の議員報酬はどうあるべきかという報酬審議会の答申を受けてから市長が上程されたのであれば、我々はそれを検討するにやぶさかではないというふうに私は思っております。今回は、今の時期では、この議案提出は早いということで、私は反対をします。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番池田好隆議員。

【4番（池田好隆君）登壇】

4番（池田好隆君） 議員報酬の一部改正条例について、賛成の立場から討論をいたします。

3月21日、市民による報酬引き上げ反対陳情が議会で否決されました。それ以来、9ヵ月にわたって、この反対運動が継続されたわけでありました。議員報酬というのは、議員活動に対する対価であります。いろいろな意見があると思いますが、私はそういうふうに理解しております。議員活動に対する対価としての議員報酬額が多くの市民の理解を得られず、市民運動の対象になったということは、私自身、まことに残念でありますし、不名誉なことであると考えております。

議員の責務や活動、これについては今さら私が申し上げるまでもありませんけれども、ちょっと申し上げたいと思います。

議員は、住民の代表であると同時に、奉仕者として、単なる行政のチェックだけでなく、住民との対話を通じて、住民の声を酌み取り、調査・研究を進め、時には住民を指導しながら、その実現に努力することだと、私は考えております。

昨今、国においては、地方議会制度の見直しが進んでおります。これによりますと、さらに議会の権限を増加させる、こういうふうな傾向にあるのであります。市民に見える形での活動がさらに一層期待されるものと私は考えております。

そこで、議員報酬について考えてみたとき、私は二つの要素があるのではないかと、こういうふうに考えております。

第1点は、冒頭でも触れましたけれども、本質的な観点であります。それは、議員の仕事に対する対価としてのものであります。さらにもう一方は、市民感情、あるいは社会情勢を考慮する現実的な観点、つまり、この本質的な観点と現実的な観点、この二つがあるのではないかと、こういうふうに私は考えるものであります。昨年からことしにかけて、税及び公共料金の引き上げ、油の高騰などが市民生活を直撃したわけでございます。また、現下の経済情勢は、御承知のとおり、金融危機、あるいは景気後退、雇用不安など、近来になく厳しく、本市でも緊急経済対策などがなされたわけでございます。

以上の点から、このたびの引き上げは、提案の時期の問題、あるいは引き上げの額の問題、そういった点において市民の理解は得られないのではないかと、こういうふうに考えるものであります。ここは、市民の目線に立って原点に戻すべきと考え、賛成討論といたします。各位の賛同をお願いする次第であります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議案第115号の討論を終わります。

これから議案第115号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議案第115号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第116号にかほ市犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第116号の討論を終わります。

これから議案第116号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 116 号にかほ市犯罪被害者等基本条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 117 号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 117 号の討論を終わります。

これから議案第 117 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 117 号にかほ市農業集落排水施設等に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 118 号にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 118 号の討論を終わります。

これから議案第 118 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 118 号にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 119 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 119 号の討論を終わります。

これから議案第 119 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 119 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 6 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 120 号平成 20 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 2 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 120 号の討論を終わります。

これから議案第 120 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 120 号平成 20 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 121 号平成 20 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 121 号の討論を終わります。

これから議案第 121 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 121 号平成 20 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 122 号平成 20 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 122 号の討論を終わります。

これから議案第 122 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 122 号平成 20 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 123 号平成 20 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 123 号の討論を終わります。

これから議案第 123 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 123 号平成 20 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 124 号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 124 号の討論を終わります。

これから議案第 124 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 124 号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第 15 号労働者派遣法の改善のため意見書を提出することを求める陳情書の討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで陳情第 15 号の討論を終わります。

これから陳情第 15 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 15 号労働者派遣法の改善のため意見書を提出することを求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 16 号介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書採択を要請する陳情書の討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第 16 号の討論を終わります。

これから陳情第 16 号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、陳情第 16 号介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書採択を要請する陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 17 号医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるために国・県に意見書提出を求める陳情書の討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第 17 号の討論を終わります。

これから陳情第 17 号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、陳情第 17 号医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるために国・県に意見書提出を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 18 号陳情書（ペット移動火葬車に関する陳情書）の討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第 18 号の討論を終わります。

これから陳情第 18 号を採決します。この採決も起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、陳情第 18 号陳情書（ペット移動火葬車に関する陳情書）は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 9 号後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書（継続審査中）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで陳情第 9 号の討論を終わります。

この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第 9 号後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書（継続審査中）は、継続審査とすることに決定しました。

日程第 16、議提第 15 号労働者派遣法の改善を求める意見書から日程第 19、議提第 18 号医師・看護師不足を解消するための秋田県に対する意見書までの 4 件を一括議題とします。

それぞれの提出者から提案理由の説明を求めます。13 番菊地衛議員。

【13 番（菊地衛君）登壇】

13 番（菊地衛君） 議提第 15 号について説明を申し上げたいと思います。労働者派遣法の改善を求める意見書であります。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

提出日は、平成 20 年 12 月 19 日、本日であります。

提出者、にかほ市議会議員菊地衛。賛成者、にかほ市議会議員伊藤知、同じく佐々木正勝、同じく小川正文、同じく竹内賢、同じく齋藤修市、同じく本藤敏夫であります。

陳情第 15 号の審査の報告の中で願意などについて申し上げたとおりであります。雇用の原則が遵守されるよう、内閣総理大臣、厚生労働大臣あてに送付したいということで、提案をいたしております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 議提第 15 号について菊地衛議員の説明に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第 15 号に対する質疑を終わります。

これから議提第 15 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議提第 15 号の討論を終わります。

これから議提第 15 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 15 号労働者派遣法の改善を求める意見

書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 16 号から議提第 18 号について、10 番加藤照美議員の説明を求めます。10 番加藤照美議員。

【10 番（加藤照美君）登壇】

10 番（加藤照美君） それでは、議提第 16 号であります。介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書を会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

提出者、にかほ市議会議員加藤照美。賛成者、にかほ市議会議員佐々木平嗣、同じく佐々木正明、同じく佐々木弘志、同じく池田甚一、同じく山田明。

提出先は、内閣総理大臣麻生太郎様、厚生労働大臣舩添要一様であります。

内容につきましては、皆様方に配付してあります意見書（案）のとおりでございます。

次に、議提第 17 号であります。医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるための国への意見書、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

提出者、にかほ市議会議員加藤照美。賛成者、にかほ市議会議員佐々木平嗣、同じく飯尾善紀、同じく宮崎信一、同じく佐々木正明、同じく佐々木弘志、同じく池田甚一、同じく山田明。

提出先は、内閣総理大臣麻生太郎様、厚生労働大臣舩添要一様であります。

これも内容につきましては、皆様方に配付してあります意見書（案）のとおりでございます。

次に、議提第 18 号であります。医師・看護師不足を解消するための秋田県に対する意見書を同じく会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

提出者、にかほ市議会議員加藤照美。賛成者、にかほ市議会議員佐々木平嗣、同じく飯尾善紀、同じく宮崎信一、同じく佐々木正明、同じく佐々木弘志、同じく池田甚一、同じく山田明。

提出先は、秋田県知事寺田典城様であります。

これも内容につきましては、皆様方に配付してあります意見書（案）のとおりとなっております。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 説明が終わりましたので、これから議提第 16 号に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第 16 号の質疑を終わります。

傍聴者の方に申し上げますが、退場したり入場したりする際のドアの開閉、ちょっと音が耳ざわりですので、静かに出入りするようにしてください。

次に、議提第 17 号に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第 17 号の質疑を終わります。

次に、議提第 18 号に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議提第 18 号に対する質疑を終わります。

これから議提第 16 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議提第 16 号の討論を終わります。

これから議提第 16 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立多数です。したがって、議提第 16 号介護保険制度の抜本的改善を国に求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 17 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議提第 17 号の討論を終わります。

これから議提第 17 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 17 号医師・看護師不足を解消し、安心して地域医療を進めるための国への意見書は、原案のとおり可決されました。

間もなく 12 時を迎えますが、このまま会議を続行します。

次に、議提第 18 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議提第 18 号の討論を終わります。

これから議提第 18 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 18 号医師・看護師不足を解消するための秋田県に対する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第 20、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。教育民生常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第 102 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。教育民生常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、教育民生常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 21、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第 43 条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。
これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
平成 20 年第 9 回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後 12 時 00 分 閉 会